

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年2月18日

【会社名】 ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド
(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)

【代表者の役職氏名】 副会長兼最高経営責任者 ピーター・ウォン・ツン・シュン
(Peter Wong Tung Shun, Deputy Chairman and Chief Executive)

【本店の所在の場所】 香港、クイーンズ・ロード・セントラル1番
(1 Queen's Road Central, Hong Kong)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小馬瀬 篤 史

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 井上 貴美子
同 高山 大輝

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1157
03-6775-1430

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

| | |
|----------------|------------------|
| 提出日 | 令和元年5月31日 |
| 効力発生日 | 令和元年6月8日 |
| 有効期限 | 令和3年6月7日 |
| 発行登録番号 | 1 - 外1 |
| 発行予定額又は発行残高の上限 | 発行予定額 5,000億円 |
| 発行可能額 | 440,000,000,000円 |

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、令和2年2月18日（提出日）である。

【提出理由】 発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたため、本訂正発行登録書を提出するものである。（訂正内容については、以下を参照のこと。）

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド(E27669)
該当事項なし。

【縦覧に供する場所】

【訂正内容】

(以下の訂正が、令和元年5月31日付発行登録書の「第二部 参照情報」においてなされる。訂正箇所は下線で示す。)

第二部 参照情報

第1 参照書類

<訂正前>

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(平成30年12月期) 自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日
令和元年6月10日に、関東財務局長に提出

事業年度(令和元年12月期) 自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日
令和2年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 四半期報告書又は半期報告書

半期報告書

令和元年6月中間期 自 平成31年1月1日 至 令和元年6月30日
令和元年8月28日に、関東財務局長に提出

令和2年6月中間期 自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日
令和2年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3 臨時報告書

上記1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を令和元年8月28日に関東財務局長に提出

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし。

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし。

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし。

7 訂正報告書

該当事項なし。

<訂正後>

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(平成30年12月期) 自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日
令和元年6月10日に、関東財務局長に提出

事業年度(令和元年12月期) 自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日
令和2年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 四半期報告書又は半期報告書

半期報告書

令和元年6月中間期 自 平成31年1月1日 至 令和元年6月30日
令和元年8月28日に、関東財務局長に提出

令和2年6月中間期 自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日
令和2年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3 臨時報告書

上記1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を令和元年8月28日に、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を令和2年2月18日に、それぞれ関東財務局長に提出

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし。

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし。

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし。

7 訂正報告書

該当事項なし。